



<著者>Profile

税理士・中小企業診断士 知野 福一郎

第四銀行本店貸付第1課次長にて退職後、昭和47年7月に事務所を開設。会計事業をはじめ、事業承継、M&A、相続対策などあらゆる面で中小企業の相談に応じている。

札幌商工会議所中小企業相談所専門相談員

## 設備投資のチエックポイント

**Q**

食品加工業です。機械の一部が老朽化したので新しい機械を導入し、同時に工場の一部も修繕したいと思っています。

**1 設備投資の可否を判断する11の視点**

**A**

設備投資の可否とその規模については慎重な判断が必要と考えられます。

(1) 設備投資の必要性を深掘りする

設備投資は大別して省力化投資と生産力増加投資に分けられます。省力化投資は、主として人件費やその他のコスト削減を目的としており、比較的容易にコスト削減額が算定されます。しかし、生産力の増加を目指す投資は、市場調査やマーケット環境などの分析、販売戦略など、綿密に検証して投資規模や投資金額を決定する必要があります。生産量が販売力を上回る場合、過剰在庫や借入金返済などによる資金不足が急速に高まり、業績悪化に苦しめられることとなります。

(2) 増加キャッシュフローによる

投資資金の回収期間検討

少なくとも三十%程度は、増資等自己資金により賄い、七十%程度を金融機関借入額の上限とすることが設備投資の鉄則です。また、投資した資金の回収は、省力化投資の場合で三年程度、生産力増加投資の場合では五年程度のキャッシュフローで回収されるようシミュレーションを組む必要があります(キャッシュフローは投資による増加利益+投資設備の減価償却費)。また、生産力増加設備の場合、増加する運転資金についても準備する必要があります。概ね、設備投資額の三十%程度が必要とされます。

**2 税務上の視点**

(1) 資産取得が修繕費か

設備投資は、税務上、修繕費か設備取得かが問題になります。基本的には次のような場合は資産取得として減価償却の対象とすべきとされています。

- ① 物理的に拡張があったと認められる
- ② 当初能力を超える修繕を行った場合

③ 用途変更のための設備投資であること

どちらとも判然と区分できない場合は、三十%を修繕費、残りの七十%を資産取得とするなどの解決方法もあります。現場写真を撮っておくなど慎重な対応が必要です。

(2) 租税特別措置法上の税額控除

中小企業が設備投資を行った場合に、いくつかの税額控除が適用されますので、充分検討する必要があります。

- ① 中小企業等投資促進税制
- ② 生産設備等投資促進税制
- ③ 環境関連投資促進税制

これらの税制は特別償却と税額控除のいずれかの選択適用ができ、アベノミクスの目玉とされる制度です。これらの制度を適用する場合、機械設備などの性能に詳細な適用基準がありますから納入先企業から適用できるかどうかの証明書の提出を求める必要があります。

税理士法人知野会計事務所

札幌市中央区北一条西二丁目

北海道経済センター

☎ 011-251-5631